

ふくろい えきなん たばた
袋井 駅南 田端 商業地区 土地区画整理事業
業務代行予定者選定に伴う審査要領

(目的)

第1 この審査要領は、「袋井 駅南 田端 商業地区土地区画整理事業」の業務代行予定者を選定するための審査方法等について定めることを目的とする。

(審査委員会の設置)

第2 審査委員会の名称は、「袋井 駅南 田端 商業地区土地区画整理事業業務代行予定者選定審査委員会」(以下「委員会」という。)とする。

2 委員会は10人以内で組織し、審査委員は土地所有者、地域代表者、有識者、行政から選出し、委員長は有識者が務めるものとする。

(委員会開催に伴う事前準備等)

第3 委員会で使用する事業提案書は、事業提案者名を伏せたものとする。各審査委員へは、平成29年7月31日(月)迄に配布するものとする。

(審査の方法及び業務代行予定者の決定)

第4 事業提案書の審査は、事業提案者ごとにヒアリング審査を実施し、審査委員は審査基準によりそれぞれ審査を行うものとする。

2 業務代行予定者は、委員会の合議をもって決定するものとする。

(その他)

第5 この審査要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会の協議においてその都度定めるものとする。

2 委員会の事務局は、袋井市役所都市建設部都市計画課まちづくり計画室とする。

附則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

「事業提案に対する審査基準」

評価項目	評価基準	配点
(1) 取組みの方針	当初から完了までの一貫性、積極性、意欲について、より具体的な記述を評価します。	8/100 (8.0%)
(2) 推進体制に関する提案	より具体的な推進体制が示されているかを評価します。 ア 建設工事関連業務委託者並びに建設工事請負者に関する組織体制 イ 建設工事関連業務委託者に関して、諸条件を示す書類の有無 ウ 建設工事請負者に関して、諸条件を示す書類又は確約書の添付の有無	10/100 (10.0%)
(3) 土地区画整理組合運営に関する提案	準備委員会並びに土地区画整理組合の運営方法について、より具体的な記述を評価します。 ア 準備委員会の運営方法や土地区画整理組合の運営方法	10/100 (10.0%)
(4) 事業計画に関する提案	事業計画書(案)について、早期かつ確実な事業の実現に向けて、より具体的な記述を評価します。 ・減歩率、事業費などの合理性、妥当性 ・事業完了までの事業工程や施工計画 ・記述に対する創意工夫点等	20/100 (20.0%)
(5) まちづくり及び土地利用実現に向けた提案	本地区に相応しい土地利用計画や良質な街並み形成の実現に向けてのより具体的な記述を評価します。 ア 出店予定を見込む商業施設誘致に向けた取組方針やスキーム、工程 イ 誘致する商業施設の業種・業態などを記した土地利用計画図と本事業区域周辺も含めた整備イメージなど ウ 造成計画、緑地及び調整池に関する配置、周辺の地盤対策等、造成工事に必要な概略計画図や工事工程、事業費など エ 遊水池の整備は、商業施設と一体性があり、人々が集い、休息できる空間づくりであるか、また日常的な維持管理が業務代行(予定)者や出店する企業の協力等 オ 土地活用に関する借地料、賃貸借の方法、賃貸期間及び土地の買取り申し出、準備委員会からの要望に関する対応方針	30/100 (30.0%)
(6) 事業資金の確保に関する提案	想定される事業費(土地区画整理事業、土地利用事業及び管理運営等に伴う資金計画)について、より具体的な調達方法について評価します。	8/100 (8.0%)
(7) 地域貢献に関する提案	地域貢献に関するより具体的な記述を評価します。 ・市内の産業振興策 ・地元自治会との連携によるイベント等の地域活性化策 ・歩行者専用道路などの日常的な維持管理方法の提案	7/100 (7.0%)
(8) その他の独自提案	事業提案者独自の提案に関するより具体的な記述を評価します。	7/100 (7.0%)
(9) プレゼンテーション能力	事業者の熱意や責任感などの取組意欲とプレゼンテーションのわかりやすさについて評価します。 ・事業者の取組意欲に対する評価 ・プレゼンのわかりやすさについて評価	別途定める

(様式－6)

平成 年 月 日

法人名 ○ ○ ○ ○

代表者名 ○ ○ ○ ○ 様

袋井駅南田端商業地区土地区画整理組合
準備委員会会長 平 出 正

ヒ ア リ ン グ 通 知 書

袋井駅南田端商業地区土地区画整理事業業務代行(予定)者として貴社が提出した事業提案について下記のとおりヒアリングを行いますので通知いたします。

記

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 7 日(月) ○時○分から
- 2 場 所 袋井市役所 3 階 302 会議室
- 3 方 法 ヒアリングに参加できる人数は 6 名までとします。
説明時間は 20 分以内、質疑応答時間は 25 分以内とします。
- 4 その他 会場へは、開始時刻 30 分前から入場できます。ただし、遅刻若しくは欠席した事業提案者は失格とします。説明は、提出資料により行うものとしますが、パワーポイント等を用いる場合は事前に事務局へ連絡すると共に当日の準備をお願いします。なお、当方で用意する機材はスクリーン及びプロジェクターとします。

(事務局)

袋井市役所都市建設部都市計画課まちづくり計画室
電話：0538-44-3122(直通)、fax：0538-44-3145
e-mail：toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp